

令和 3 年 5 月 28 日

第 34 回

出 水 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 錄

出 水 市 農 業 委 員 会

招集日時及び場所

日 時 令和3年5月28日
午後1時30分～午後3時20分
場 所 出水市役所本庁1階 多目的ホール大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長	横峯 均	6番	久野 敏朗	12番	樋口 修
1番	重信 肇一	7番	松元 秀一	13番	大城 勝司
2番	脇田 博志	8番	花園 ハルエ	14番	澤田 泰之
3番	田下 勉			15番	平中 和徳
4番	小倉 幸夫	10番	田中 紀子		

農地利用最適化推進委員

21番	中尾 義徳	25番	蘭牟田 慶嗣
22番	岩下 努	26番	富永 重満
23番	岩元 慎太郎	27番	松元 浩文
24番	福本 悟	28番	澤田 みね子

(2) 欠席委員

農業委員

5番	外園 優	11番	井町 和夫	16番	榎木 美代子
----	------	-----	-------	-----	--------

農地利用最適化推進委員

29番	坂上 茂信
-----	-------

その他出席者

吉岡、犬渕、荒木、大島、内之浦

会議に付した事件

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農用地利用集積計画について
- 議案第 3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
- 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 6号 非農地証明願について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから、第34回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。ただいまの農業委員の出席は13人で定足数に達しております。なお、5番、外園委員、11番井町委員、16番榎木委員から欠席届が提出されています。推進委員につきましては、11人全員出席です。議事録署名委員を指名いたします。10番、田中委員と13番、大城委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」と言う者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等（会長報告、省略）

合意解約等の報告（事務局報告、省略）

農業用施設に供する場合の届出（2a未満）について（事務局報告、省略）

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局及び調査員の説明をお願いします。

事務局 総会資料5ページを御覧ください。訂正が1項目あります。5ページの5項。譲受人のお名前が、〇〇〇〇・〇〇〇と入力してありますが、これは、〇〇〇〇・〇〇〇の間違いました。〇〇〇です。すみません。それでは、説明をしたいと思います。

資料5ページからです。所有権移転第1項です。申請地は、高尾野町大久保、畑、2, 959m²です。譲受人は、夫婦で農業に従事されている兼業農家で、ジャガイモ等を耕作されています。取得後はそばを耕作される予定です。許可後の面積は、5, 126m²で、譲受人の規模拡大、譲渡人の耕作不便による売買の申請です。

第2項、申請地は高尾野町唐笠木、田、639m²です。譲受人は、専業農家で、水稻等を耕作されています。取得後は水稻を耕作される予定です。許可後の面積は、17, 101m²で、譲受人の受贈、譲渡人の贈与による売買の申請です。

第3項、申請地は荘、畑、1, 183m²です。譲受人は兼業農家で、現在は、野菜を耕作されています。取得後は現在植えてある植木をそのまま引き継ぎます。許可後の面積は、6, 345m²で、譲受人の規模拡大、譲渡人の農業廃止による売買の申請です。

第4項、申請地は高尾野町江内、畑、4筆、15, 415m²です。譲受人は、夫婦で農業に従事されている兼業農家で、現在は、水稻等を耕作されています。取得後は筒を耕作予定です。営農計画書も添付されています。

第5項、申請地は下知識町、田、5筆、1, 917m²です。譲受人は、兼業農家で、野菜等を耕作されています。現在、下鯖町に指定児童発達支援、指定就労継続支援事業所「きつず・もも」を運営され、農業を支援事業の一環として取り入れています。

地籍図の11ページをご覧ください。この地籍図11の申請地、南側の〇〇〇番〇、〇〇〇番〇は、申請者の所有地となっています。この申請地が『令和3年2月総会』で合意解約済です。許可後の面積は、8, 358m²で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望によ

る売買の申請です。なお、譲渡人は、婚姻によりアメリカ国籍を取得され、日本国総領事館による居住証明、身分証明を受けている方です。

第6項、申請地は下知識町、田、 714m^2 です。譲受人は、5項と同一です。申請地は、5項申請地の西側に隣接しています。譲受人の規模拡大、譲渡人の農業廃止による売買の申請です。この農地については、今回の総会資料1ページの1項の合意解約も載っています。

第7項、申請地は平和町、畠、 452m^2 です。譲受人は、親子で農業に従事されている兼業農家で、現在は、玉ねぎ等を耕作されています。取得後はたまねぎを耕作される予定です。許可後の面積は、 $3, 855\text{m}^2$ で、譲受人の規模拡大、譲渡人の農業廃止による売買の申請です。以上です。

議長 12番委員、8番委員、調査結果の報告をお願いします。

12番 5月25日、8番委員、23番委員、私、事務局職員で調査審議した結果を報告します。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転第1項から第4項までを報告します。

所有権移転、第1項、位置図は7ページを開いて下さい。申請地は上り立交差点から北東へ約 800m 程行った所にあります。現在植木が植わっています、今その植木の移植の準備をしているところでした。許可後はそこに整地をして、蕎麦を耕作されるとの事でした。許可後の面積は、 $5, 126\text{m}^2$ です。

第2項、位置図は8ページをご覧ください。申請地は唐笠木の南方神社から東へ約 270m ぐらいに位置します。現在も譲受人が耕作をしているという事でした。水稻を作付されるそうです。許可後の面積は、 $17, 101\text{m}^2$ です。

第3項、9ページをご覧ください。申請地は、莊簡易郵便局から東へ約 300m ぐらいの所に位置します。現在は、植木、モチノキが植わっています、そのまま譲り受け管理されるそうです。許可後の面積は、 $6, 345\text{m}^2$ です。

第4項、位置図は10ページをご覧ください。申請地は、江内カントリーコアか約 1.8km くらいの連尺野集落という所の山手の所に位置するところです。そこは現在、孟宗竹が生えていて、竹林になっている所でした。譲受後は、筍を栽培されるそうです。現在も筍を収穫して販売されているということでした。許可後の面積は、 $20, 346\text{m}^2$ です。

以上、所有権移転第1項から第4項は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 8番委員お願いします。

8番 8番です。調査日時等については、先ほど12番委員が述べられたとおりですので、省略します。

議案第1号 農地法の第3条の規定による許可申請について、所有権移転第5項から第7項について報告します。

第5項と第6項は同一の譲受人で、農地も隣あわせた場所ですので、一緒に報告します。位置図は、11ページと12ページをご覧ください。出水インターから北へ約 50m に位置して、すぐそばにナフコがあります。地籍図の斜線部分、5項と6項と併せて、合計 $2, 631\text{m}^2$ です。譲受人は、許可後この農地を、発達障害の方々の支援事業に利用するとの事です。ちなみにこの支援事業は、従業者は7人で、利用者は26人だそうです。多分皆さまご存知のようにこの場所は、農地としてはとても申し分のない所なので、障害を持った方々が、

農業をしながら生きがいを感じる場所として、より永く農地として活用して欲しいと思いました。許可後の面積は、8, 358 m²です。

第7項を報告します。13ページをご覧ください。現地は細長い農地で、まだ古いビニールハウスが残っていて、畑の前の方は、野菜苗のケースが山積みされて放置されていました。農地の半分くらいは樹に覆われ、うっそうとしていましたので、「これで大丈夫ですか」と聞きますと、この場所は、収穫した玉ねぎをそこに保存場所として利用するので、うっそうとした木はそのまま残すということでした。許可後の面積は、3, 855 m²です。以上、所有権移転第5項から第7項は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(質疑等)

ございませんか。ないようでしたら、調査員の報告では所有権移転については許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての所有権移転については、全件許可することと決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

今月は、1名の委員の除斥があります。

資料21「賃借権の設定10年、第4項及び5項の、澤田泰之委員の退席をお願いします。

(14番委員 退室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 資料は21、「農地利用集積に係る賃借権の設定10年、第4項です。土地の表示、黄金町〇〇番 田、1, 643 m²の再設定です。

次の第5項は、土地の表示、六月田町〇〇〇番 田、3, 553 m²の再設定です。詳細はお目通してください。以上で、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。8番委員、審議結果の報告をお願いします。

8番 8番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略します。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けします。

議長 ご質疑等ないようでしたら、調査員の報告通り適当と決定してもよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 調査員の報告通り適当と決定します。

(14番委員 入室)

議長 引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 賃借権の設定1年から、農用地利用集積に係る利用権の設定・農地中間管理権の取得までを一括して説明します。先ほど審議いただいたて適当と決定されました項目を含めた数値で説明します。資料31「農用地利用集積計画総括」をご覧ください。賃借権の設定1年は、再設定が1件1筆で、1, 028 m²です。

次の、賃借権の設定3年は、新規が2件、2筆、再設定が1件、1筆、合わせて3件、3筆で、6, 453m²です。

次の、賃借権の設定5年は、新規が6件、8筆、再設定が18件、28筆、合わせて24件、36筆で、49, 942m²です。

次の、賃借権の設定6年は、新規が1件、2筆、再設定が2件、2筆、合わせて3件、4筆で、6, 346m²です。

次の、賃借権の設定10年は、新規が2件、2筆、再設定が18件、29筆、合わせて20件、31筆で、44, 411m²です。

続いて、使用貸借権の設定5年は、新規、1件、6筆、再設定、1件、1筆、合わせて2件、7筆で、4, 331m²です。使用貸借権の設定10年は、再設定が、2件、4筆で、5, 813m²です。

続いて、農用地利用集積に係る所有権の移転です。詳細は後程説明しますが、3件、7筆で、12, 646m²です。

最後に、農地中間管理権の取得は、16件 35筆 総面積45, 541m²です。

それでは、所有権の移転について説明しますので、資料の27頁をご覧ください。

第1項は、譲受人、下中自治会、69歳、水稻・露地野菜の認定農家で、譲渡人は、上中自治会 96歳 女性です。土地の表示、武本〇〇〇番〇 田 外、合計4筆の合計5, 785m²です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第2項は、譲受人、(株)〇〇〇〇〇〇、肉用牛の認定農家で、譲渡人は、上水流自治会 61歳 男性です。土地の表示、高尾野町上水流〇〇〇〇番〇 畑 2, 134m²です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第3項は、譲受人 上特手自治会、65歳、施設野菜・露地野菜の認定農家で、譲渡人は、柴引団地自治会 65歳 女性です。土地の表示、野田町上名〇〇〇〇番〇 畑 外1筆、合計4, 727m²です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

議長 事務局の説明が終わりました。12番委員、審議結果の報告をお願いします。

12番 12番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略します。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、すべて適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。はい、1番委員。

1番 1番です。14ページの賃借権設定1年ですが、これは毎年1年で再設定ですが、2年か3年にしてもらえないのでしょうか。毎年足を運ばないといけないですが、ここで審議して良いのかわかりませんけど。

議長 ○〇〇〇ですが、委員さんも大変だと思いますが、貸人が1年というのか、高齢なので1年でという事例もありましたけれど。委員さんも大変なので更新の時期にもう少し長い設定はできなのかお願いするということでおろしいでしょうか。

24番 よろしいでしょうか。私が間に入ったのですが、○〇〇さんからですねゆくゆくは息子さんが作るので1年にしてください。ということでした。

議長 事情はそういうような事だそうです。ほかにございませんか。
ないようでしたら、調査員の報告では全て適当と報告されましたか、そのように決定してよ

ろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第2号 農用地利用集積計画については、全件適当と決定いたします。

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題と致します。除外です。

事務局 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について、第1項除外の申請内容について説明いたします。総会資料は、32Pです。

申請地は、中央町の畠2筆で、441m²です。申請人は、市内の会社員です。当該地を取得し、会社事務所と隣接に建設する自宅の駐車場を同時に整備しようとするものです。土地改良地区内ですが協議中であり、農用地区域内の農地で除外のみの単独申請になります。

10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

議長 2番委員お願いします。

2番 2番です。報告いたします。私たちは、5月26日、午後より15番委員、24番委員、私と事務局の職員とで、申請人及び関係者の立ち合いをいただきて、現地確認し、審議した結果を報告いたします。

申請地は、申請地位置図をご覧いただきたいと思います。出水中学校より南へ200mくらい入った場所で、周囲は、住宅地として整備が済んでいる所でした。地籍図の○○○○番、○○○○番○の田となっておりますが、先月総会で除外申請が出された場所となっております。申請面積は、441m²で妥当と考えます。生活排水は下水道、雨水排水は道路側溝へと問題は無いと考えました。また、周辺農地への影響も全く無いと思われましたので、今回の実見は除外のみですが、近く転用申請をと考えていらっしゃるようでしたので、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。よろしく審議して頂きたいと思います。終わります。

議長 続きまして、2項お願いします。

事務局 第2項・除外の申請内容について説明いたします。申請地は、高尾野町大久保の畠2筆で、合計で1471m²のうち631m²です。一体利用地として、第3項に出てまいります、畠、162m²になります。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいでの手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、5条申請と同時申請です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

議長 15番委員お願いします。

15番 15番です。日時等につきましては、2番委員が申し上げましたので、省略いたします。

第2項。申請地は、高尾野交流館のすぐ前です。一般住宅を建設予定ですが、地籍図を見させていただきますと、建設予定地の中で、細長く、北の方の○○○○番○まで塗っておりますが、これは、立会人も言わされましたけども、高尾野は、南側が高くて北側が低い。そういった条件で、この土地にしても左は道路が通っていますけど、道路側が高くなっています。

その為、生活排水、雨水等は、現状のままでは流せないという事でありました。先程の〇〇〇〇番〇〇で用水路を設置、住宅の横を通して設置するという事でございます。そういう事で、雨水・排水等はまた後程説明申し上げますけれども、側溝を下水道に流すという事になります。その関係から、農用地区域外の外周に接しており、周辺への農地への影響は無いと思われますので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。以上です。

議長 第3項お願いします。

事務局 第3項・除外の申請内容について説明いたします。申請地は、高尾野町大久保の畠で、162m²です。先程、第2項で説明しました通り、一般住宅建築後にです。そこの排水管或いは畠への通路確保のため、除外をするものであります。この奥にいる通路と申請人の通路の確保、それから一般住宅からの道路寄りの排水路を敷設するための除外申請になって3戸以上でありますので、公衆用道路という事で、申請内容になっております。第2項と同じように、第1種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 15番委員お願いします。

15番 15番です。先程も申し上げましたが、生活排水、雨水等は現状のまま流せないという事で、今ありましたように公衆用道路を利用して、そこまで引いて、左側に道路が通っていますのでそこへ下水道から側溝へと流すという事です。公衆用道路を申請人が使用する宅地・畠等に繋がる通路が必要不可欠の為、設置されるものです。農用地区域の外周に接しており、周辺への農地への影響は無いと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、第4項お願いします。

事務局 第4項・除外の申請内容について説明いたします。申請地は、高尾野町上水流の畠で、4208m²のうち529m²です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まい手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、5条申請と同時申請です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

議長 15番委員お願いします。

15番 15番です。4項。申請地は、上水流小田原の方から東へ500mの所です。一般住宅が1棟建築されます。造成については現状のまま、生活排水は下水道へ、雨水は側溝を利用されます。農用地区域の外周に接しており、周辺への農地への影響は無いと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。以上です。

議長 5項お願いします。

事務局 第5項・除外の申請内容について説明いたします。申請地は、福ノ江町の畠で、972m²のうち434m²です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まい手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内であり協議中であり、農用地区域内の農地で除外のみの単独申請になります。10ha以上の規模の一団の農地の区域内

に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 4番委員お願いします。

4番 4番です。5月26日、1番委員、22番委員と事務局職員で、調査した結果を報告いたします。ただいま事務局の方から説明がありましたように、申請面積は、一般住宅1棟87m²で、敷地面積で、6m²以下であり、妥当であると思われます。造成は道路と同じ高さとし、生活排水は、下水道へ、雨水は道路側溝へとなります。農用地区域の外周に接しており、周辺への農地への影響は無いと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。

議長 6項お願いします。

事務局 第6項・除外の申請内容について説明いたします。申請地は、第5項の説明しました土地の奥の部分になります。972m²のうち537m²です。申請人は、市内の不動産業者です。当該地を取得し、建売住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議中であり、農用地区域内の農地で除外のみの単独申請になります。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 4番委員お願いします。

4番 4番です。先程の5項の奥に開いてあり、地域の農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域からの除外要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。

議長 事務局・調査委員の報告がおわりました。ご意見・ご質問をお受けいたします。

(質疑等)

無いようです。調査委員の報告では、全件、やむを得ないと報告されましたが、その様に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声)

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見については、全件「やむを得ない」と決定いたします。

議長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、第1項について、説明します。申請地は、下大川内の畠、2852m²のうち1212m²です。申請人は、市内の農業者です。住宅が火災にあい、申請地に新たに農家住宅1棟、倉庫1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長 1番委員お願いします。

1番 1番です。調査日・調査委員は、先程4番委員が報告されましたので、省略します。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について 第1項です。申請地は、国道

447号沿いの下平野公民館から西側300mの所です。国道から100mぐらい坂道を登った所であります。3ヶ月前、住宅が火災に遭い、減少したため、新しく住宅を建てるという事です。元の家は、○○○番地ですが、裏が山林で急傾斜地で住宅は建設出来ず、南側の畑に建設される事です。この畑は栗畑です。農家住宅で、1212m²の申請面積は広いようですが、出入口の通路があり、その住宅の北側は、急傾斜の山林、南側は、国道から20mぐらいの法面があり、西側の○○○番○ 山林も500から600m低くなっています。この畑の法面は、法面まで申請面積に入っております。このような状況で実際利用できる面積は、そんなに広くありません。生活排水は、合併浄化槽へ、それと雨水も含めて道路側溝へ。元の家の排水パイプが敷設されております。それを利用するという事であります。周辺農地への影響はありません。土地改良地区外、農用地区域外、第2種農地[その他の農地]です。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、2項お願いします。

事務局 第2項について、説明します。39ページですが、ここで土地の表示の所で、一体利用地の福ノ江町○○○番○のあと、宅地の後に面積が空いておりませんでした。107.60m²になります。それでは、説明をさせていただきます。申請地は、福ノ江町の畑で499m²です。一体利用地として、宅地2筆、268.37m²で、合計767.37m²になります。申請人は、市外の会社員の方です。申請地を相続により取得したが、農地の管理が難しいので、貸家2棟を建築し、農地の有効利用を図りたいためです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長 4番委員お願いします。

4番 4番です。調査日・調査委員は先程と同じであります。省略いたします。ただ今、事務局より説明がありました。造成につきましては、接している道路よりも少し高くなるよう盛土され、生活排水は下水道、雨水は道路側溝を利用します。周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 引き続きまして、3項お願いします。

事務局 第3項について、説明します。申請地は、高尾野町柴引の畑3筆で、2391m²のうち1413m²です。申請人は、市内の農業者です。申請地に今回、農業用倉庫1棟を建築することに伴い、既存事務所と居宅の1部が農地に建設していたので、適正な状態にするため、始末書を添付して分筆して申請するものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 15番委員お願いします。

15番 15番です。日時等につきましては、先程申し上げましたので、省略いたします。農地法第4条の規定による許可申請について 第3項。申請地は、医師会第2病院から西へ50mの所です。農業用倉庫と駐車場が併築しております。造成については、現状のまま、生活排水は下水道、雨水は側溝を利用されます。周辺農地への影響は無いと思われます。調

査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。ご意見・ご質問をお受けいたします。

(質疑等)

ございませんか。無いようです。調査委員の報告では、全件「許可相当」と報告いたしましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請については、全件「許可相当」と決定いたします。

議長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局 事務局お願ひします。

事務局 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、第1項について、説明します。

申請地は高尾野町上水流の畠3筆、1548m²です。一体利用地として、山林1筆、133m²があります。申請人は、市内の会社員です。申請地を取得して、子供用の一般住宅1棟及び申請人の配偶者の経営する建設会社の重機車庫、資材置場として貸付けるためです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長 平中委員お願ひします。

15番 15番、平中です。議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、第1項です。申請地は、鶴屋百貨店から南へ250mの所です。一般住宅、重機車庫、資材置場等が建設されます。造成については、現状のままで、生活排水は下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。周辺農地に影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 2項お願ひします。

事務局 第2項について、説明します。申請地は高尾野町上水流の畠、1267m²のうち494m²です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。西回り自動車道高尾野I.Cから300m以内に位置するため、第3種農地の300m以内農地に該当します。以上です。

議長 2番委員お願ひします。

2番 2番報告いたします。申請地は、西回り自動車道の高尾野インターの南側に150mくらい離れた所に位置するところです。申請面積は、一般住宅を建築する500m²以下であり、妥当であると思われます。親子間での使用貸借権の設定となっています。周辺は住宅地で、家庭排水は下水道、雨水排水は道路側溝への排水という事で、問題はないと思われました。また、周辺農地への影響は無いと考えられ、土地改良地区外、農用地区域外、第3種農地[300m以内農地]などを含めて、調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いと思われます。許可相当であると判断いたしました。終わります。

議長 3項お願ひします。

事務局 第3項について、説明します。申請地は、下大川内の畠、1408m²です。申請人は、鹿児島市内の電気工事業を営む法人です。農地の有効利用を図るため、日当たりのよい申請地

の売買が成立したので、太陽光発電施設を設置しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長 1番委員お願ひします。

1番 1番です。調査日・調査委員は先程申し上げた通りです。議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について 第3項です。農地に太陽光発電施設を建設しようという申請です。申請地は、国道447号線沿いの小田平地区内にあります。○○○○○のシラス採取場というのが道路端にありますけど、その所です。国道の北側で、国道より1段低くなつた畑です。その畑の申請地の北側は広い田んぼがあります。南側、東側は、柿やクヌギの畑です。畑面そのままの状態で発電用パネルを設置するという事です。雨水は、畑の時と同様に地下浸透と北側の田んぼの排水路へ流すという事であります。周辺の農地への影響は無いと思われます。土地改良地区外、農用地区域外、第2種農地「その他の農地」です。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いと思われます。許可相当であると判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、4項お願ひします。

事務局 第4項について、説明します。申請地は武本の畑2筆、889m²です。申請人は、市内の不動産業を営んでいます。現在、不動産業を経営していますが、貸家需要が見込まれる地域であるので、今回新たに貸家3棟を建築し、経営の安定を図るものであります。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長 2番委員お願ひします。

2番 2番です。申請地は、出水高校から南へ500mぐらいの位置する場所になります。位置図でご確認いただきたいと思います。申請地は、『畑』となっておりますが、現在は耕作されていません、砂岩を占めているような状況でした。30cmぐらい盛土をして、貸家3棟を建築する計画の申請がなされております。周辺は住宅地で、○○○○○番の畑とありますが、一段高くなつていて耕作されていない、草が生い茂った様な状態の放牧地となって耕作地となつておりました。排水等は周辺への影響は無いと思われますので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いと思われました。許可相当であると判断いたしました。よろしくご審議していただきたいと思います。

議長 続きまして5項お願ひします。

事務局 第5項について、説明します。申請地は、上大川内の畑2筆、20,573m²です。申請人は、畜産業を営む法人です。申請地を、親から譲り受け子牛の放牧場として利用するものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長 1番委員お願ひします。

1番 1番です。第5項です。申請地は、上場コスモス園の隣接する土地であります。申請人は、申請地位置図をご覧ください。申請地の東側に白い屋根が見えます。ここで、450頭の肉用牛を飼育されております。申請地に市場から導入した子牛を2~3ヶ月放牧する計画であります。畑そのままで利用しますが、地目が『畑』から『採草放牧地』に変更になるため、転用の許可が必要になるという事でございます。周辺農地に影響は無く、何も問題はありません。

せん。調査の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、6項お願いします。

事務局 第6項について、説明します。申請地は、下鯖町の畠、 670m^2 です。一体利用地として、宅地1筆、 589.92m^2 合わせて 1268.92m^2 です。申請人は、八代市内の電気工事業を営む法人です。農地の有効利用を図るため、日当たりのよい申請地の売買が成立したので、太陽光発電施設を設置しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長 1番委員お願いします。

1番 1番です。第6項です。申請地は、野間之関跡から北西へ 200m ぐらいの所です。畠は雑草が生えて、何年か耕作していないような状態でした。 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番、宅地となっていますが、ここには家は無く、申請地と同じ畠の状態です。周辺の畠はミカン畠であります。畠面そのままの状態で、太陽光パネルを設置するという事であります。雨水排水は地下浸透と北側に排水路があります。そこに流すという事であります。周辺農地への影響もありません。土地改良地区外 農用地区域外 第2種農地「その他の農地」です。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。

議長 続きまして、7項お願いします。

事務局 第7項について、説明します。すみません、ここでもちょっと訂正があります。土地表示の地番の所は、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番と書いてあるんですが、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番○、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番○、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番○と、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番を $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番に訂正をお願い致します。それでは説明をいたします。申請地は、高尾野町大久保の田、 321m^2 です。一体利用地として、宅地2筆、 417.16m^2 のうち、 171.76m^2 で合計 492.76m^2 になります。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まい手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長 15番委員お願いします。

15番 15番です。第7項。申請地は、大久保保育園西隣りです。申請面積は、住宅1棟建築する敷地面積として妥当であると思われます。造成については現状のままで、生活排水は下水道へ、雨水は側溝を利用されます。周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、8項お願いします。

事務局 第8項について、説明します。申請地は、高尾野町下水流の畠2筆で、 498m^2 です。

申請人は、市内の会社員です。現在借家住まい手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね 50m 以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 2番委員お願いします。

2番 2番です。報告いたします。申請地は、JA本所から南のほうへ 400m ぐらいに位置する所になります。2筆計 498m^2 に一般住宅を建築するために申請となっております。家庭排

水は、合併浄化槽を設置して、雨水は、道路側溝へと問題は無いと思われました。地籍図をご覧いただきたいと思いますが、〇〇番の『畠』とありますが、古い物置が建っておりました。また、〇〇番〇の『畠』となっていますが、現在は、住宅は建築されて、居住されております。また、〇〇番〇の『畠』となっていますが、先月の転用申請がなされた場所になります。調査の結果、周辺農地への影響も全く無いと思われました。また、農地区分と転用目的に問題は無いと考えましたので、許可相当と判断いたしました。

議長 続きまして、9項お願いします。

事務局 第9項は、総会資料33ページ議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についての第2項で説明しましたので、内容は省略いたします。以上です。

議長 15番委員お願いします

15番 15番です。これにつきましても、今言われましたように33ページで説明いたしました。農地区分と転用目的に問題無いと考えましたので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 10項お願いします。

事務局 第10項も、総会資料34ページ議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についての第3項で説明しましたので、省略いたします。

議長 15番委員お願いします

15番 15番です。今説明がありました通り、説明しておりますので、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 11項お願いします。

事務局 第11項も、総会資料35ページ 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についての第4項で説明しましたので、省略いたします。

議長 15番委員お願いします。

15番 15番です。今ありましたように、35ページで、説明をいたしており、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 12項お願いします。

事務局 第12項について、説明します。申請地は、高尾野町大久保の畠、844m²のうち346m²です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいであり手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 2番委員お願いします。

2番 2番報告いたします。申請地は、上り立て交差点から南へ100mほどに位置している所です。事務局のほうから面積は申しあげられましたが、敷地面積が346m²の面積に、一般住宅を建築するための申請がなされております。下水道が整備されていて、家庭排水は下水道へ、雨水等は道路側溝へと問題は無いと考えられました。また周辺農地への影響は無いと考えられます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いと考えましたので、この申請についても許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 引き続きまして、第13項お願いします。

事務局 第13項について、説明します。申請地は、高尾野町下高尾野の畠、480m²です。申請

人は、市内の会社員です。現在借家住まいと手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。

10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 15番委員お願いします。

15番 15番です。申請地は、石坂分署から西へ100mの所です。申請面積は、一般住宅1棟建築する敷地面積は、妥当であると思われます。造成については現状のままで、生活排水は、合併浄化槽が据えてあります。雨水は側溝を利用されます。周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 14項お願いします。

事務局 第14項について、説明します。申請地は、五万石町の畠、424m²です。申請人は、市内の会社員です。現在借家住まいと手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。以上です。

議長 2番委員お願いします。

2番 2番が報告いたします。申請地は、出水工業高等学校から北へ100mぐらいに位置する所になります。事務局からすでに申しあげられましたが、424m²の敷地に一般住宅1棟を建築したいと申し出で申請となっております。生活排水は下水道へ、雨水排水は道路側溝へと問題は無いと考えました。申請地は、道路高さに盛土30cmぐらいして、ブロックで周囲を囲むということでした。周囲は一段高くなっていて、住宅地ですね、○○○番の『畠』もブロック塀があり、周囲の宅地にもブロック塀で高くなっています。地籍図をご覧いただきたいとおもいますが、南側の『畠』、○○○番の畠が、一面の状況で申請地の土地が、その土地より低くなっている、雨水排水が出来なくなると考えられました。所有者に議会をもててくださいとお願いをしておりました。そういうことを込めて、調査の結果は、一応場所的に農地区分と転用目的に問題は無いと思われ、許可相当であるという事を判断いたしましたが、こういう問題が起きた時にですね、どのように今後対応していくのが良いのかですね、側溝を造って排水を、○○○番の『畠』の側溝の排水を造るのか、地下浸透だけでは、対応できないと思われますので、そういう事も含めて今後の課題になるかと思いますので、皆さんのご意見を聞きながら判断して行ければ有難いと思っております、よろしくご審議ください。

議長 15項お願いします。

事務局 第15項について、説明します。申請地は、高尾野町下高尾野の畠、59m²です。一体利用地として、宅地、550.70m²で、合計609.70m²になります。申請人は、市内の建築業者です。申請地に貸家2棟を建築し、経営の安定を図るためです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。以上です。

議長 15番委員お願いします。

15番 15番です。15項。申請地は、下高尾野下公民館から東へ300mほどに位置しております。貸家2棟が建築されます。増成については現状通り、生活排水は下水道へ、雨水は道路側溝を利用されます。周辺農地への影響は無いと思われます。農地区分と転用目的に問題は無いので、許可相当と判断いたしました、以上です。

議長 16項、お願いします。

事務局 第16項について、説明します。申請地は、上大川内の田3筆、1165m²です。申請人は、市内の自営業者です。申請地は、5年前より不耕作地で、今回隣接する太陽光発電施設の資材置場や作業車両の転回場所等として利用するものです。土地改良地外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以上です。

議長 1番委員お願いします。

1番 1番です。第16項です。申請地は、大川内郵便局の裏側です。隣接する、申請地に隣接する〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番は、4月総会で、太陽光発電施設への転用が許可された土地であります。また、〇〇〇番〇 田、これは申請人の〇〇さんが、資材置き場として取得された土地ですが、ここは鹿か猪の足跡だらけの状態でした。申請地は、5~6年不耕作地です。今後も耕作されるような状況ではありません。事業目的が、資材置き場と車両の転回場となっておりますが、太陽光発電施設の工事期間ちゅうのは1から2ヶ月で終わると思いますが、「その後は、どうしますか。」と尋ねたところ、「周囲に迷惑は掛からないように、ちゃんと管理していきます。」と言われました。土地改良地区外、農用地区域外、第2種農地「その他の農地」です。周辺農地への影響も無いと思われます。調査・審議の結果、許可相当と判断いたしました、以上です。

議長 16項まで事務局の説明、調査委員の報告が終わりました。ご意見・ご質問をお受けいたします。(質疑等)

ございませんか。ご質問が無いようです。調査委員の報告では、全件「許可相当」と報告されました、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

議長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請については、全件「許可相当」と決定いたします。

議長 調査委員の皆さん、14項で今後どういう風に対応していくか、皆さん方のご意見をという発言がありましたが、もうちょっと詳しく内容的に説明をお願いします。

2番 はい、54ページをお開きいただきたいと思います。地籍図のですね、図面上の方が低くなっています、申請地が〇〇〇番の畠となっております。こっちの上は低くなっています、ここで増成して、ブロック塀をするちゅう事でしたので、当面〇〇〇番の畠は、下の方に、〇〇〇番の方に雨水排水が流れて行くような現状でしたが、ブロック塀をされるとですね、ここがため池みたいになる可能性があるんじゃないかというような事を考えました。〇〇〇番の『畠』という所も、ブロック塀をなされていまして一段高くなっています。1m近く高くなっています。それから、〇〇〇番、〇〇〇番というような事で、右側に宅地が造成されております。ここも一段高くブロック塀を1mぐらいしてありますので。当然この〇〇〇番の『畠』は、北の方の道路があるんですが、ここに乗せる為には、あと1mぐらい盛土をしないとこっちの方には流れて行かないような状況でした。立会人の方には、「そこらへん

がありますので、〇〇〇番の所有者には十分理解・利用していただくように説明をしていただけませんか。」という事でお願いしたら、「説明はしたいと思います。」というような回答はされておりました。場所的には許可するのに何の問題も無いんですが、ただそこら辺のところがですね、わたくしたち農業委員として畑が全く使えないような状況であるのは、そのまま見過ごして良いのかという状況も含めて、一応対応を今お願いした部分で、一応話してみますという事で、それがスムーズにいけば問題はないんですが、もし色々な事があった場合にですね、水が溜まっていると分かっておって、農業委員会は何でここに?と対応してもらえない場合はですよ、水が溜まっていると分かっておって、何で許可したんじゃろかいという事もあり得ることだと思いますので、一応皆さんのご意見を聞いておいた方が今後の為にも良いのかなと思いましたので、一応そういう事で、お願ひしたいと思います。

議長 委員の皆さん方、何かこれについてご意見ございませんか。現場では、2番委員の話によりますと、現場ではその申請者に対して、そういう事について、議論をちょっと十分話し合いをして下さいというような事をお願いしたというようなお話ですけれども。

2番 立ち合いの人は、やはり〇〇〇番の申請の立会人でしたので、本人では無くて、立ち合いの関係の人でしたのでお願いした方ではなかったんですが。ま、何とか対応していただきますようにと言われましたんですけど。

議長 今でもこの人の現状での雨水対策は、排水は何処にもっていかれますか。

2番 排水路って別に設定していないんですね、〇〇〇番の方へ低くなっていますので、これに流れて、図面の上の道路の方に流れて行くような状況でしたので。

議長 これもじゃ造成して、溜めて袋路で水が流れないと。いうので。

2番 はい、そのような状況ですね、という風になりましたので、余計な事かもしませんが、許可の条件としては、必要かもしませんが、気になったもんですからね。

議長 はい、事務局。今の議題としてのご意見は。なんとも言えませんか。

事務局 なんとも言えないですね。難しいよね。

事務局 すみません、転用の許可をするに当たりですが、隣接農地の方に迷惑を与えないいちゅうのが前提だと思うんですよ。ですからおっしゃるようにもう明らかにここにブロックを、境界直に打てば、もう排水は多分出来なくなりますので、この事が分かっている以上は、条件を付けた形で、農業委員会としての意見は妥当だと思います。

議長 という事でよろしいですか。はい、それではそういう事で、それに基づいてそういうよう、はい。

事務局 いいですか、あとそれぞれの転用申請にあたっては、被害防除計画なり誓約書が出ておりますので、周辺農地に被害を与えないという事の誓約も出ておりますから、そういうので対応しながらしていきたいという風にも考えております。以上です。

議長 苦情処理があった時には、速やかに対応してください。それでは5条申請については先ほど決定をいたしました。

議長 議案第6号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局お願ひします。

事務局 最後の訂正でございます。議案の第6号でした。すみませんでした。

議案第6号 非農地証明願についてです。第1項について、説明します。申請地は、上知識町の畑です。登記地目は畑、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は、平成15年

月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 4番委員お願いします。

4番 4番です。調査日等につきましては、先ほど報告いたしましたので省略いたします。

議案第6号 非農地証明願について、第1項です。申請地は、鹿島公民館から東へ300mほど。また、八幡公園から50mほど下った左側に位置しております。周りは、宅地に囲まれた畠であります。〇〇〇番の畠、申請地を手前の〇〇〇番の宅地も同じような形状であり、畠として活用できる状態であります。非農地としては、不承認と判断いたしました。

議長 2項お願いします。

事務局 第2項について、説明します。申請地は、下鯖町の田です。登記地目は田、申請地現況は山林です。非農地となった年月日は、昭和年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 4番委員お願いします。

4番 4番です。ただいま事務局の報告がありましたように、農地への復元は困難な状態であります。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。

議長 3項お願いします。

事務局 第3項について、説明します。申請地は、上大川内の田1筆、畠7筆、計8492m²です。登記地目は田、畠、申請現況は山林です。非農地となった年月日は、平成10年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 1番委員お願いします。

1番 1番です。議案第6号 非農地証明願についての第3項です。申請地は、大川内の白木川内温泉の手前200mぐらいから道路下で、そこに点在する8筆です。道路は地籍図を見てこの辺だろうなと想像するだけぐらいで、境界もわかりません。竹藪だったり、雑木林だったりというような状況です。また、〇〇〇〇番〇と、〇〇〇〇番、この畠は、県道出水菱刈線の道路わきですが、ここも、この辺りだろうと推測するぐらいしか出来ない状態であります。また、60ページの申請地位置図をご覧ください。道路沿いに広い田んぼがありますが、ここも全部もう去年から不耕作地になっています。申請地は、すべて農地への復元は出来る状態ではありません。審議の結果、非農地として承認という判断いたしました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。ご意見・ご質問をお受けいたします。

(質疑等)

はい。12番委員。

12番 いいですか。12番です。1項ですが、申請現状は宅地となっているんですけども、ここは宅地は建っていないんでしょうか。

議長 調査委員。

4番 宅地は建っておりません。宅地とこの〇〇〇番の畠との境界も定かではなく同一の状態であります。

議長 一方は宅地、今回あったのは畠だけれども、畠を宅地に非農地証明願で申請あった訳ですね、はい。そういうような現状だそうです。他にございませんか。無いようです。調査委員の報告では、1項は、『不承認』、2項・3項は『承認』と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

議長 それでは、議案第6号 非農地証明願について、1項は『不承認』、2項・3項は『承認』と決定いたします。

議長 それでは、本日の協議事項全て終了いたしましたが、皆さま方から何かございませんか。ないようですので、会終了後班会を設定しておりますのでよろしくお願ひします。

以上をもちまして第34回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会會議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会長

印

番

印

番

印

